

学園東町ホームページ運営指針

学園東町ふれあいのまちづくり協議会

学園東町連合自治会

(目的)

第1条 学園東町ホームページは、学園東町地域住民の福祉、生活環境の向上及び安全安心のまちづくりの為に情報提供を通じて寄与することを目的とする。

(管理責任者等)

第2条 本ホームページは、学園東町ふれあいのまちづくり協議会広報部及び学園東町連合自治会広報部会が管理責任者となり、管理運営を行う。

2.両会の役員及びその規約・規則に定められた各部・各部会は、ホームページの内容充実に協力しなければならない。

3.学園東町連合自治会広報部会は、ホームページ管理・運営の為に専門委員を任命し、その専門委員が掲載等の手続きを行う。

(掲載基準)

第3条 本ホームページは、次の各号の掲載基準に抵触するものであってはならない。

(1)法令及び両会の規約・規則並びに公序良俗に反しないこと。

(2)個人及び他の組織を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりするものでないこと。
但し、個人の同意を得られている場合は、その個人に関する記事の掲載を可とする。

(3)虚偽のものではないこと。

(4)他の知的財産権を侵害するものではないこと。

2.前項の掲載基準に抵触するか否かの判断は、両会が行なう。

掲載を希望する場合、両会に共通する事項の場合は、各部長及び各部会長の査閲を経た上で、各会に関する事項は各会の部長及び部会長が夫々判断の上、掲載の有無を決する。

(個人情報利用目的)

第4条 本ホームページを通じて知り得た個人情報は、目的範囲内でのみ利用可能とする。

(権利の帰属)

第5条 本ホームページのコンテンツに関する権利は両会に夫々帰属し、またその内容を無断転載してはならない。

(免責事項)

第6条 利用者が本ホームページの情報をを用いて行ったことにより生じた損害について、両会は一切の責任を負わない。

(その他)

第7条 この指針で定める事その他、本ホームページの管理運営上必要な事項がある場合は、両会で決定する。

(附則)

この指針は、令和3年4月1日より施行する。